

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第46号

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則

(香川県都市公園規則の一部改正)

第1条 香川県都市公園規則(昭和39年香川県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(商工奨励館を利用することができない日) 第10条の6 略</p> <p><u>(商工奨励館の使用料)</u> 第10条の7 <u>条例別表第2の5(2)の表栗林公園の項に規定する商工奨励館に係る午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料、附属設備又は器具の使用料及び冷暖房使用料は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>(栗林公園の駐車場の利用時間) 第11条 略</p> <p>(栗林公園の駐車場の使用料) 第13条 条例別表第2の5(2)の表栗林公園の項に規定する規則で定める額及び駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、<u>別表第4</u>のとおりとする。</p> <p>(瀬戸大橋記念公園の施設の使用料) 第20条 条例別表第2の5(2)の表瀬戸大橋記念公園の項に規定する規則で定める使用料は、<u>別表第5</u>のとおりとする。</p> <p>別表第2 (第10条の2 関係) 略</p> | <p>(商工奨励館を利用することができない日) 第10条の6 略</p> <p>(栗林公園の駐車場の利用時間) 第11条 略</p> <p>(栗林公園の駐車場の使用料) 第13条 条例別表第2の5(2)の表栗林公園の項に規定する規則で定める額及び駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>(瀬戸大橋記念公園の施設の使用料) 第20条 条例別表第2の5(2)の表瀬戸大橋記念公園の項に規定する規則で定める使用料は、<u>別表第4</u>のとおりとする。</p> <p>別表第2 (第10条の2 関係) 略</p> |

別表第3（第10条の7関係）

1 商工奨励館に係る午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する
 場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて使用する場合の使用
 料

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|-----------------|--------|--------|
| 本館階上 専用使用の場合 | 1時間当たり | 1,720円 |
| 北館 専用使用の場合 | 1時間当たり | 4,630円 |
| 和室 | 1時間当たり | 430円 |
| 北控室 | 1時間当たり | 240円 |
| 南控室 | 1時間当たり | 200円 |

2 冷暖房使用料

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|-----------------|-------------|--------|
| 本館階上 専用使用の場合 | 午前 | 1,010円 |
| | 午後 | 1,010円 |
| | 1日 | 2,020円 |
| | 超過1時間当 り | 300円 |
| 北館 専用使用の場合 | 午前 | 1,870円 |
| | 午後 | 1,870円 |
| | 1日 | 3,740円 |
| | 超過1時間当 り | 560円 |
| 和室 | 午前 | 90円 |
| | 午後 | 90円 |
| | 1日 | 180円 |
| | 超過1時間当 り | 30円 |
| 北控室 | 午前 | 150円 |
| | 午後 | 150円 |
| | 1日 | 300円 |

| | | |
|-----|------------|------|
| 南控室 | 超過 1 時間当たり | 50円 |
| | 午前 | 110円 |
| | 午後 | 110円 |
| | 1 日 | 220円 |
| | 超過 1 時間当たり | 30円 |
| | り | |

備考 この表の単位欄に掲げる「超過 1 時間当たり」は、同表の区分欄に掲げる施設を午前 8 時 30 分前又は午後 5 時後の時間において使用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて使用する場合に、併せて冷暖房設備を使用する場合の当該冷暖房設備の使用に係る使用料の単位とする。

3 附属設備又は器具の使用料

| 区 分 | 単 位 (日) | 金 額 |
|--|---------|--------|
| ビデオプロジェクター | 1 式 | 400円 |
| 拡声装置 | 1 式 | 2,280円 |
| 折り畳み椅子 | 1 脚 | 20円 |
| 円形テーブル | 1 台 | 140円 |
| 半円形テーブル | 1 台 | 100円 |
| 角型テーブル | 1 台 | 80円 |
| 円形テーブル用白布 | 1 枚 | 1,750円 |
| 宴会用椅子 | 1 脚 | 40円 |
| ポータブルステージ | 1 台 | 340円 |
| ステージスカート | 1 枚 | 520円 |
| 3 枚折りパーテーション | 1 組 | 300円 |
| 演台 | 1 台 | 740円 |
| 花台 | 1 台 | 340円 |
| ホワイトボード | 1 台 | 160円 |
| パントリー設備 (全自動製氷機、冷蔵ショーケース、テーブル型冷蔵庫、食器洗浄機、コールドフードカート又はホットフードカートを除く。) | 1 式 | 960円 |
| 全自動製氷機 | 1 台 | 1,380円 |
| 冷蔵ショーケース | 1 台 | 1,460円 |

| | | |
|------------|----|--------|
| テーブル型冷蔵庫 | 1台 | 700円 |
| 食器洗浄機 | 1台 | 2,260円 |
| コールドフードカート | 1台 | 1,500円 |
| ホットフードカート | 1台 | 1,040円 |

別表第4（第13条関係）

略

別表第5（第20条関係）

略

別表第3（第13条関係）

略

別表第4（第20条関係）

略

（香川県都市公園規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 香川県都市公園規則の一部を改正する規則（平成27年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第16号様式の2の改正規定を次のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

第16号様式の2 (第20条の6関係)

(日本工業規格A列4番)

有料公園施設利用許可申請書

年 月 日

香川県知事
所 長

殿

申請者 住所
氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

連絡先

有料公園施設を利用したいので、香川県都市公園規則第20条の6第1項の規定により
申請します。

| 利用目的 | 行事名 | | |
|--|---|-------------------|-------------------|
| 利用 施設 及 び 利 用 区 分 | 1 商工奨励館 (1) 本館階上 冷暖房(要・不要) (2) 北館 冷暖房(要・不要) (3) 和室 冷暖房(要・不要) (4) 北控室 冷暖房(要・不要) (5) 南控室 冷暖房(要・不要) | | |
| | 2 舟遊場 | | |
| | 3 番の州球場 (1) 基本施設 〔・アマチュアスポーツ〔・生徒及び児童 ・アマチュアスポーツ〔・一般 以外のスポーツ ・その他 (2) 夜間照明施設(/ 3) | | |
| | 4 マリンドーム (1) 基本施設 (2) 第1控室 冷暖房(要・不要) (3) 第2控室 冷暖房(要・不要) (4) 会議室 冷暖房(要・不要) | | |
| | 5 球技場 (1) 基本施設(第1・第2・第3・第4) 〔・アマチュアスポーツ〔・学校等 ・アマチュアスポーツ以外〔・学校等以外 ・アマチュアスポーツ以外で全ての グラウンドを使用 入場料の徴収(有(最高額 円)・無) (2) 会議室 冷暖房(要・不要) | | |
| | 6 ターゲット・バードゴルフ場 〔・学校等 〔・学校等以外 | | |
| 利用日時 及び参加 (入場) | 年月日から 年月日まで 日間 | 年月日から 年月日まで 日間 | 年月日から 年月日まで 日間 |
| 予定人員 | 時から 時まで | 時から 時まで | 時から 時まで |
| ※使用料 | 円 | ※受付番号 | |
| 備考 | | | |

- 注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。
2 ※欄は、記入しないでください。
3 商工奨励館の附属設備又は器具を使用する場合には、別紙を添付してください。

第16号様式の2 (第20条の6関係)

(日本工業規格A列4番)

有料公園施設利用許可申請書

年 月 日

香川県知事
所 長

殿

申請者 住所
氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

連絡先

有料公園施設を利用したいので、香川県都市公園規則第20条の6第1項の規定により
申請します。

| 利用目的 | 行事名 | | |
|--|---|-------------------|-------------------|
| 利用 施設 及 び 利 用 区 分 | 1 商工奨励館 (1) 北館 (2) 和室 | | |
| | 2 舟遊場 | | |
| | 3 番の州球場 (1) 基本施設 〔・アマチュアスポーツ〔・生徒及び児童 ・アマチュアスポーツ〔・一般 以外のスポーツ ・その他 (2) 夜間照明施設(/ 3) | | |
| | 4 マリンドーム (1) 基本施設 (2) 第1控室 冷暖房(要・不要) (3) 第2控室 冷暖房(要・不要) (4) 会議室 冷暖房(要・不要) | | |
| | 5 球技場 (1) 基本施設(第1・第2・第3・第4) 〔・アマチュアスポーツ〔・学校等 ・アマチュアスポーツ以外〔・学校等以外 ・アマチュアスポーツ以外で全ての グラウンドを使用 入場料の徴収(有(最高額 円)・無) (2) 会議室 冷暖房(要・不要) | | |
| | 6 ターゲット・バードゴルフ場 〔・学校等 〔・学校等以外 | | |
| 利用日時 及び参加 | 年月日から 年月日まで 日間 | 年月日から 年月日まで 日間 | 年月日から 年月日まで 日間 |
| (入場) | 時から 時まで | 時から 時まで | 時から 時まで |
| 予定人員 | 人 | 人 | 人 |
| ※使用料 | 円 | ※受付番号 | |
| 備考 | | | |

- 注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。
2 ※欄は、記入しないでください。

別紙

| 品目 | | 単位 | 利用日及び利用数量 | | | | |
|-------------------|------------|----|-----------|----|----|----|---|
| | | | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 計 |
| ビデオプロジェクター | | 式 | | | | | |
| 拡声装置 | | 式 | | | | | |
| 折り畳み椅子 | | 脚 | | | | | |
| 円形テーブル | | 台 | | | | | |
| 半円形テーブル | | 台 | | | | | |
| 角型テーブル | | 台 | | | | | |
| 円形テーブル用白布 | | 枚 | | | | | |
| 宴会用椅子 | | 脚 | | | | | |
| ポータブルステージ | | 台 | | | | | |
| ステージスカート | | 枚 | | | | | |
| 3枚折りパーテーション | | 組 | | | | | |
| 演台 | | 台 | | | | | |
| 花台 | | 台 | | | | | |
| ホワイトボード | | 台 | | | | | |
| パントリー設備（電気機器を除く。） | | 式 | | | | | |
| 電気機器 | 全自動製氷機 | 台 | | | | | |
| | 冷蔵ショーケース | 台 | | | | | |
| | テーブル型冷蔵庫 | 台 | | | | | |
| | 食器洗浄機 | 台 | | | | | |
| | コールドフードカート | 台 | | | | | |
| | ホットフードカート | 台 | | | | | |

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。